

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- ① 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。また、交付率を引き上げる等、制度の充実を図ること。
- ② 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。
- ③ 災害廃棄物用ストックヤード、周辺環境施設、中継施設の整備事業、すべての廃棄物処理施設の整備に係る用地費を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。
- ④ 基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出量の削減達成を条件とする基準を廃止すること。
- ⑤ エネルギー回収型廃棄物処理施設の対象事業を拡充すること。
- ⑥ 人口要件の見直しや特例地域の拡大など、交付対象地域人口に関する要件を緩和すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、別の敷地に建設する場合も同交付金の交付対象とすること。

(3) 一般廃棄物処理事業債について、近年の廃棄物処理施設の建設費が急激に値上がりし、起債額が高額となっていることから、償還期間を延長すること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬処理費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用や負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。
- (3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大し、再資源化を促進するとともに、再商品化手法を都市自治体が柔軟に選択できる仕組みとすること。

4. 小型家電リサイクル制度について

- (1) 事業の安定を図るため、国が応分の費用を負担すること。
- (2) 事業者の負担による小型家電の自主回収システムの確立を図ること。
- (3) 小型家電のリサイクルを促進するため、認定事業者による回収拠点の増設が容易になるよう、制度を見直すこと。

5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用の促進を図ること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体との連携強化策を講じること。

6. 廃棄物の焼却により発生する焼却灰等のリサイクル処理費用に対し、十分な財政措置を講じること。

7. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、都市自治体が処理期間内で確実に処理を完了できるよう、処理体制を充実させるとともに、起債措置の創設を含めた財政支援を講じること。

8. 水銀含有廃棄物及び不法投棄された薬品類について、事業者による回収を義務化するなど、早期に処理体制を確立するとともに、都市自治体が負担している処理費用を国が負担すること。

9. ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及促進を図ること。
10. 災害廃棄物を集積していた仮置場の復旧に係る費用の全額を国が負担すること。